

## 第10回京都市奨学金等返還事務監理委員会

開催日：平成25年11月29日

### ○事務局

それでは、ただ今から第10回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本委員会は、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて、透明性、客観性、公平性を確保するため、第三者の視点から客観的な審査を行っていただくこと等を目的として、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例の規定に基づき設置されたものでございます。このため、当委員会の会議は原則公開とし、傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

また、お手元に配付しております会議資料のうち、資料5、前回の第9回委員会の了解事項、及び資料6の議事録につきましては、既に山下委員長に御了解をいただいたうえで、人権文化推進課のホームページで公表をさせていただいております。この点も御確認の程お願いいたします。

それでは、議事の進行につきまして、山下委員長をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

### ○山下委員長

それでは、議事に入らせていただきます。

最初に、本日の会議につきましては、定数4名中4人全員が出席しており、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第5条第3項の規定によりまして、定足数である過半数を超えております。よって、会議が有効に成立していることを確認します。

続きまして、報告案件にまいりたいと思います。事務局から3件報告があるというふう聞いております。順番に報告を受けたいと思います。

まず、1件目の報告案件ですが、「奨学金等返還事務の取組状況」につきまして、事務局の方から報告をお願いしたいと思います。

#### ○事務局

失礼いたします。奨学金等返還事務の事業調整担当課長をしております人権文化推進課の土井と申します。どうぞよろしく願いいたします。失礼ながら、着席して御説明をさせていただきます。

それでは、1件目の報告事項といたしまして、「奨学金返還事務の取組状況（平成25年9月末日現在）」ということで御説明をさせていただきます。お手元の方に配付させていただいております資料1を御覧いただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。

なお、これから御説明いたします平成25年9月末日現在の取組状況とは、奨学金の返還年度が10月から翌年9月末までを一つの期間としておりますので、今回の報告につきましては、平成24年度返還年度の最終日現在の返還手続の状況を取りまとめたものとなっております。

まず、1といたしまして「平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」についてでございます。1ページに登載しております2つの表につきましては、平成20年に奨学金制度の抜本的な見直しを行ったことにより、返還手続が必要になった借受者を対象といたしまして、返還手続の取組状況を人数ベースと件数ベースに分けて取りまとめたものでございます。

最初に、「(1)借受者別の返還に関する手続の状況」について、人数ベースでございますけれども、御報告をさせていただきます。

対象となる借受者数につきましては、全体で1,404人でございます。

この借受者1,404人に対する返還手続の状況といたしましては、その右に内訳

として返還手続の状況を分類しておりますが、まず、「②免除中」につきましては、所得が一定基準以下などの事由により、平成24年返還分が免除されている方でございまして、これに該当する方が1,246人おられます。借受者数に対する構成比といたしましては、88.7%でございます。

次に、その右でございますけれども、「③猶予中」につきましては、在学中などの理由により、平成24年度返還分が返還猶予されている方でございます。これに該当する方につきましては19人おられまして、構成比は1.4%でございます。

続きまして、その右「④返還請求」につきましては、返還の免除や猶予の対象にならず、実際に返還請求を行っている借受者の方でございます。これに該当する方が139人おられます。構成比につきましては、9.9%でございます。

さらに、この「④返還請求」に該当する借受者の方の内訳を見ますと、その右でございますけれども、「返還済」となっておりますのが、履行期限が到来しております平成24年度返還分までを、期限までに全額返還された方でございまして、67人おられます。「返還請求」の対象者139人に対する構成比といたしましては、48.2%でございます。

なお、これまでの納付状況を踏まえますと、履行期限後に納付される方も一定数ございますので、最終的には7割程度に達するものと見込んでいるところでございます。

次に、返還請求を行いましても、平成24年度返還分を含めて返還をされていない方が、「未返還」のところで区分させていただいております。平成24年度返還分の納付期限が過ぎていることから、全て「滞納」の方に今回については計上させていただいております。これに該当する方が72人で、構成比としては51.8%でございます。

さらに、滞納者72人の具体的な状況につきましては、表の下の「注3」の「内訳」の部分で状況の方を取りまとめさせていただいているところでございます。

本年9月末日までに返還等がなく、平成24年度返還分から新たに滞納となった方

につきましては、35人、約半数おられます。これを除く37人の方につきましては、平成24年度返還分に加えて平成23年度以前の返還分の滞納のある方でございます。

さらに内訳を見てまいりますと、返還見込みの33人の方につきましては、これまでの納付状況等から、履行期限を遅れながらも返納の見込みのある方ございまして、また、相談中の15人につきましては、現在、返還手続を具体的に進めておられる方でございます。

したがって、実質的に滞納者となりますのは、所在不明の3人を除きますと、「裁判手続着手」の3人に、「その他」の18人を加えた計21名の方ということになってまいります。

次に、「その他」の部分に区分しております18人の方の内訳について御報告いたします。「おおむね拒否」と判断している方が11人おられまして、この大部分が訴訟を視野に入れた言動をされているということでございます。それ以外の7人の方につきましては、大きく分けると、いずれかの方かと面談等はできますが、行政不信などが強く具体的な相談に至らない方、あるいは面談そのものが困難な方、それと所在不明には至っておりませんが、所在の把握ができず現在居所を調査している方でございます。

上に戻っていただきまして、「注2」の部分でございます。現に滞納のある借受者の人数につきましては、現行は免除中となっている借受者のうち、平成23年度以前返還分の滞納分を分納誓約している方などが別に17人おられますので、先ほどの滞納者72人にこれを加えますと、計89人になってまいります。

なお、所在不明者3人につきましては、前回の報告から変動はいたしておりません。

次に、「(2)平成24年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況」についてでございます。

これは、直近の返還年度である平成24年度返還分に関するものでございまして、高校と大学の別、あるいは年度別ということで、債権単位の返還債務の状況を取りま

とめたものでございます。

したがいまして、計上している件数につきましては、先ほどの借受者の人数ベースとは相違をしておりますので、御留意の方をよろしくお願いいたします。

対応件数は、全体で1,719件でございます。

返還手続の区分につきましては、先ほどの説明と同様でございまして、「返還猶予」となっているものは20件、構成比で1.2%でございます。表の下に、「(返還猶予の内訳)」で事由別の件数を示しておりますが、今回につきましては、全て「在学中」を理由としたものでございます。

次に、「返還免除」についてでございます。1,555件ございまして、同様に表の下に「(返還免除の内訳)」で記載しておりますが、全て年間所得が「基準以下」、すなわち生活保護基準の1.5倍以下に該当したというものでございます。構成比は、90.4%となっております。

一方、免除や猶予の対象とならず、返還をいただく必要のある件数につきましては、144件、構成比で8.4%でございます。そのうち納付があり完納となっているものが62件、未収入で滞納となっているものが82件でございます。この部分につきましても、先ほどの御説明と同様に、今後の返還分を加えますと、最終的には7割程度に達するものと見込んでいるところでございます。

次に、表の下の「【履行期限の延長の状況】」を御覧願います。

先ほど、返還請求144件のうちに「履行期限の延長」の措置を採っている方が10人おられまして、件数で11件でございます。これは、所得が免除判定基準に該当しないものの、旧自立促進援助金の支給判定基準には該当するという場合に適用があるものでございまして、返還を行うべき残期間と同期間を限度として返還期間を延長することで、一返還年度当たりの返還金額を最大で半減にするという制度でございます。

次に、2ページを御覧願います。

「(3)督促・催告の実施状況」についてでございます。

これは、平成23年度納付分までの滞納者に対しまして、平成25年4月以降に実施いたしました督促・催告の実施状況を取りまとめたものでございます。これらの督促・催告の結果、平成25年3月末時点では、裁判中の3人の方を除きますと、新規滞納者12人、継続滞納者32人の計44人の方がおられましたが、相談における折衝や督促・催告を通じまして10人の方から納付があり、9月末現在では、滞納者が34名まで減少しているところでございます。

なお、督促・催告の実施につきましては、返還年度の履行期限である9月末日以降、12月に督促し、その後、約1年をかけて3月、6月、9月、12月と計4回程度催告を行うこととしております。その後は、滞納金額100万円以上となり、裁判手続への移行が必要となる方につきましては、別途11月に最終催告などの手続を経ることとしております。一方、滞納金額が100万円未満の方に対しましては、6月と12月の2回、特別催告を実施するというようにしております。

なお、表に戻っていただきまして、ここでは、平成23年度返還分からの新規滞納者と、それ以前の返還年度分からの滞納者を区分いたしまして、取組状況を取りまとめさせていただいております。

まず、平成23年度返還分からの新規滞納者につきましては、「ア 督促・催告の実施（新規滞納分）」の表で状況を取りまとめております。

実施状況といたしましては、平成25年4月当初に対象者が12人おられましたが、督促・催告の前までに2人の方から納付がありましたので、その後、10人の方を対象にして、相談中の方を除き、6月3日と9月2日の2回、督促・催告を行っております。この結果、返還手続をしていただきました方が5人でございます。

したがって、督促・催告や相談による効果といたしましては、6月以降の4箇月間で、10人に対して5人の納付がございましたので、50%の進捗が図れたものと考えております。

なお、この5人の納付者につきましては、注2に記載させていただいておりますが、

全員が滞納金を完納されております。

次に、平成23年度返還分のほか、それ以前の返還分にも滞納のある方につきまして、「イ 督促・催告の実施（継続滞納分）」の表で状況を取りまとめさせていただいております。

平成25年4月当初に対象者が、裁判中の2人を除き、32人おられまして、現在不明の3人のほか、相談中の方を除き、先ほどと同様に、6月3日と9月2日の2回に催告を行っております。この結果、返還手続きをしていただいた方は3名でございます。

次に、3ページを御覧願います。

「（4）50万円以上の高額滞納者の今後の見込みについて」でございます。

この表は、滞納金額が50万円以上となる滞納者につきまして、平成26年度までの発生状況の見込みを取りまとめたものでございます。現在の見込みですと、滞納額が50万円以上100万円未満の方が計13人、同じく100万円以上の方が6人となっております。

なお、前回6月の監理委員会での報告と比べますと、100万円以上の方が合計で7人から6人へと減少しております。

これは、発生年度が平成25年度、滞納金額の区分で100万円以上の部分に登載しておりました方が、裁判手続着手の対象となっておりましたが、今回の最終催告を受けて、滞納金の分割納付をする旨の申立てがあり、既に一部納付がございまして、滞納金額が100万円未満になったためでございます。

これに伴い、前回の監理委員会では、裁判対象者をお二人と御報告させていただいておりましたが、1人減少し、対象者は1人となっております。この方に対しまして裁判手続着手の検討につきましては、後ほど「平成25年度における裁判手続の実施」において、意見聴取をお願いしたいと考えております。

次に、「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」につ

いてでございます。これは、平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権について、「京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例」第3条第1項の規定に基づいた免除決定の状況を取りまとめたものでございます。

具体的には、返還年度が到来した平成23年度返還分につきまして、前回の監理委員会でも御報告をさせていただいておりますが、平成25年3月29日に、2,283件、1億7,430万2,092円の免除決定を行っているところでございます。

次に、4ページを御覧願います。

ここでは、参考資料といたしまして、平成23年度返還分以前に関する状況を取りまとめております。

まず、「1 平成13年度以前に返還始期を迎えた債権に係る取組状況」についてでございます。これは、平成23年度返還分以前の各年度に係る手続の状況を示したものでございます。いずれの債権も既に履行期限が経過しておりますので、基本的には、過年度分の納付等に応じまして、「返還請求」に係る収入の部分が増えていくということで推移をしてくるものでございます。

なお、今回、返還猶予に関しまして、新たに決定したものがございますので、続けて御説明をさせていただきます。

5ページ、【返還猶予の事由別内訳】を御覧願います。

今回の新規決定分につきましては、全て「特別な事情」に関するもので、事後報告分の対象となっているものでございます。対象借受者は、4名ございまして、年度別の件数といたしましては、平成21年度に5件、平成22年度に5件、平成23年度に6件の計16件でございます。これらは、いずれも、面談拒否又は相談継続中であつた方で、その後に返還手続に応じていただいた方でございます。

なお、今回御報告させていただきました案件は、いずれも監理委員会で既に御承認いただきましたものと同様の経過によるものでございます。この部分につきましては、措置後に御報告させていただくことになっておりますので、今回、御報告をさせてい

たきます。

また、平成23年度に長期不在がございます。これは、前回から記載させていただいている分でございますが、この分につきましては、注3に記載してありますとおり、海外転出による長期不在のため、返還猶予としたものでございます。

なお、返還免除については、変動はなく、前回の監理委員会の報告と同様でございます。

次に、6ページを御覧願います。

「2 平成12年度以前に返還始期を迎えた債権に係る免除の状況」につきましては、平成23年度以前に決定したものを、返還年度が到来したものと死亡によるものを区分して、返還年度別に掲げております。原則として、前回の報告から変動は生じておりません。

次に、7ページを御覧願います。

(参考2)といたしまして「今後の奨学金返還に係るスケジュール」につきまして、取りまとめさせていただいております。来月12月から平成26年12月までの1年間の督促・催告・特別催告等の実施状況等を整理したものでございます。

なお、今回のスケジュールにつきましては、注3に記載しておりますが、前回の監理委員会で、借受者に対する誤解を回避することを目的といたしまして、現年度の催告と過年度の特別催告を同時に行う見直しを御確認いただいておりますので、その部分の見直しを今回反映させていただいた形のものとなっております。

次に、8ページを御覧願います。

これは、報告案件に当たる「特別な事情による返還猶予」について、特別な事情及び考慮すべき背景のそれぞれの該当状況を示す総括表でございます。9ページから12ページにかけて、個票として、これまでの経過等の概要を記載した4人分のもを添付いたしておりますので、御確認の方をお願いいたします。これらは、いずれも行政への不信感が根強かったうえ、第三者の影響や介在などもあり、具体的な説明

に応じていただけなかった方につきまして、粘り強く働きかけを行っていく中で、徐々に理解をいただき、対応に至ったものでございます。

奨学金の免除、猶予及び返還請求の状況に関する事務局の報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○山下委員長

ありがとうございました。

ただいまの報告案件（１）返還事務の取組状況についてですが、委員の皆様から何か質問などはございますでしょうか。

そうですね、私の方から１点、質問ではないのですが、先ほどの資料１の１ページで、「借受者別返還に関する手続の状況」の注３のところで、７２名の滞納者の方について、「平成２４年度返還分から新たに滞納となった者が３５人」ということで、滞納者の半分ぐらいの割合で新たに滞納となったと解釈をした。そういうふうに理解できるのですけれども、特にこれについて何か事情というのがあるのでしょうか。

○事務局（土井課長）

先ほど申し上げましたけども、９月末が履行期限になっておりまして、基本的には、その期日を徒過して支払いをいただく方が大部分でございますので、特にその部分で何らかの課題を抱えているわけではないというふうに承知をしております。

○山下委員長

わかりました。

委員の皆様、ございませんか。田多委員、よろしくお願いたします。

○田多委員

私も、そのところがひっかかりまして、去年の資料を見ましたら、去年は３９人でした。約５０％で、やっぱり今年も去年も約５０％の方が新たに滞納になられたんだと解釈しました。未だに返還していただくことが困難なことだなどと感想を持ちました。

○山下委員長

ありがとうございます。

ほかの先生方，特にございませんですか。

そういたしましたら，報告案件の2番目に移りたいと思います。2番目の報告案件は，「京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則の改正」ということで報告を受けたいと思っています。事務局の方，報告をお願いします。

○事務局

はい，よろしく願いいたします。

それでは，「京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則の改正」につきまして，御報告をさせていただきます。

資料2を御覧願います。

今回実施をいたしました規則改正につきましては，免除判定基準に関するものでございます。

規則改正に至る背景でございますが，国におきましては，生活保護法の見直しにより，本年8月から3箇年かけて，生活扶助基準の見直しによる引下げが行われることになっておりまして，奨学金返還の免除基準では，借受者等の年間所得が生活保護法による生活扶助費の1.5倍以下を免除対象にする規定がございますので，このままの状態ですと，自動的に所得判定に係る免除基準が引下げられることになってまいります。

生活保護基準の見直しに当たりましては，政府におきまして，対応方針として，生活扶助基準の見直しに伴い影響が生じる可能性がある制度につきましては，できるだけ影響を及ぼさないようにすることが全閣僚で確認されており，これを受けまして，平成25年6月14日付けで文部科学省の方から，8月1日の生活保護基準の引下げの影響で免除が受けられなくなった借受者の方も免除対象に含めることとした，国の要綱改正の通知をいただいております。本市におきましても，借受者の経済的な負

担等を配慮いたしまして、8月1日を施行日として、同様の改正を行うことにしたものでございます。

したがいまして、現行の免除判定は、8月1日の生活保護基準、見直し前の所得基準で、引き続き免除判定を行なっているところでございます。

なお、参考資料といたしまして、文部科学省からの通知、それと本市が行いました規則改正の新旧対照表を添付させていただいております。

本市の改正の内容につきましては、新旧対照表をお開きいただきまして、改正後の部分の一番下の下線を引かせていただいている部分、附則の6項といたしまして、「(債務の免除の基準の特例)」というこの条項を挿入させていただきますことで、その対応をさせていただいているところでございます。

報告につきましては以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○山下委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告案件2でございますが、委員の皆様から質問、お気付きの点等はありませんでしょうか。特に御意見は、本案件についてはございませんか。

本案件について特にないようでしたら、次の案件に移らせていただきます。

続いては、3番目の報告案件となります。3番目の報告案件「奨学金等の返還訴訟の状況」について報告を受けたいと思いますので、事務局の方から、報告よろしく願いします。

○事務局

それでは、地域改善対策奨学金等の返還請求訴訟につきまして、御報告をさせていただきます。

資料3を御覧願います。

訴訟の現況につきましては、この委員会におきまして意見聴取をさせていただいた後、市会の議決を経まして、平成24年度に2件、平成25年度に1件の計3件の訴

訟提起を行っておりまして、現在、3件とも京都地方裁判所で係争中でございます。

訴訟そのものの進展状況につきましては、前回の第9回監理委員会でも御報告させていただいておりますので、今回の報告につきましては、前回の報告以降の動向を中心として御報告をさせていただきたいと考えております。

資料3の中で、波線による下線を引かせていただいた部分がございます。この部分が前回報告以降の部分でございますので、この部分を中心にして御説明を申し上げます。

最初に、裁判対象者の状況を再確認させていただきます。1の(1)の表に取りまとめをしておりますので、借受者及び連帯保証人を対象にして、先ほど申しましたとおり、現在3件の訴訟を行っているところでございます。

なお、請求金額につきましては、毎年履行期限の到来により新たに滞納となる返還請求額がございますので、この部分につきましては、催告の手續等を経たうえで、裁判所に対し追加請求の手續を行っているところでございます。平成24年度返還分につきましても、現在、そのための準備をしているところでございます。

次に、「(2)裁判手続の実施における人権上の配慮」でございます。これまでから御報告をさせていただいておりますとおり、裁判におきましても人権上の配慮をしていただく必要があると考えておりますので、裁判所に対して申立てをし、訴訟記録の閲覧制限や法廷での被告氏名の掲示抑制などの取扱いをしていただいているところでございます。

次に、「(3)併合審理(N o . 1及びN o . 3)」についてでございます。本年5月に訴訟提起をいたしました、先ほどの表のN o . 3の訴訟につきましては、8月6日の第1回口頭弁論におきまして、被告側から、主たる争点や訴訟代理人が共通であることから、N o . 1の訴訟との併合審理をしたいとの申立てがございましたので、京都市としましても特に異議は申し上げず、併合の決定がなされたところでございます。

次に、「2 裁判における原告・被告間の主な内容」についてでございます。

裁判における被告側の主張につきましては、ほぼ共通しております、大きく2つの主張がございます。1点は、被告側に貸与の意思はなく、返還の合意をしていないことから、金銭貸借契約そのものが成立していないとするものでございます。もう1点は、仮に契約が成立していたとしても、錯誤や信義則違反などにより契約そのものが無効であるという主張でございます。

今回、下線を引かせていただいている部分につきましては、前回の報告以降に被告側の方から主張があった部分でございますが、これらにつきましても、これまでの主張とかなり重複している部分がございますが、④につきましては、返還合意の不成立の理由として、特に京都市からの説明がなかったことを強く主張されているものでございます。また、⑤の部分につきましては、原告が被告に返還の意思がないことをよく知っていたことなどをもって、心裡留保による契約の無効などを主張しているものでございます。

これらに対しまして、本市といたしましては、奨学金の貸与と自立促進援助金の支給は別制度であるということを前提といたしまして、借受者へのパンフレットの配付や返還計画書の本市への提出などの中で、十分に借受者の方も、その部分について御理解いただくことができたということで、貸与の認識はあったものと考え、反論をさせていただいているところでございます。

最後に、「3 今後の審理日程等」についてでございますが、前回の監理委員会以降の状況といたしましては、No. 1の訴訟につきましては、下線を引かせていただいておりますが、3回の口頭弁論が行われ、次回は12月24日の予定でございます。また、No. 2の訴訟につきましては、2回の口頭弁論が行われ、次回は12月3日開催の予定でございます。No. 3の訴訟につきましては、先ほど御報告申し上げましたとおり併合審理の方になっておりまして、第2回から併合されております。第1回を含めて、これまで3回開催され、次回につきましてはNo. 1と併合し12月24日の開催となっております。

返還訴訟の状況に関する事務局の報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○山下委員長

ありがとうございました。

それでは、第3番目の報告案件につきまして、委員の皆様から、何か御質問などありますでしょうか。特にございませんか。

では、私の方から一、二点だけ質問をさせていただきたいのですが、No. 1もNo. 2の被告関係の訴訟も8回の口頭弁論を重ねるということで大分進んでいるようですが、1審の審理はそろそろ終結されるようなのか、まだ相当程度続くものなのでしょうか。

○事務局

今回の裁判につきましては、裁判所もかなり丁寧に審理をしていただいております。原告及び被告の主張についてもかなり丁寧に聞いていただいていると考えております。その関係で回数を重ねているところでございますけれども、そろそろ人証につきまして原告及び被告側の考え方なんかも裁判所から問われる状況が出てまいりましたので、そろそろこの部分につきましては区切りが付くのかなと受けとめているところでございます。

○山下委員長

2番目の被告の方と第1番目とは、2回目の口頭弁論が、これは分離されたということなのでしょうか。

○事務局

いや、たまたま同じ日時で当たったというものでございます。

○山下委員長

そうすると、全く1番目と2番目は別個の審理だということですか。

○事務局

はい、これは全く別に審理していただいております。

○山下委員長

この御説明はかなり法的に、非常に詳しく書いてございますけれども、藤原委員、何かお気づきの点とかありますか。

○藤原委員

特にありません。

○山下委員長

西田先生はいかがですか。

○西田委員

いえ、別に。

○山下委員長

訴訟の分は、ちょっとこの席での分析はなかなか難しいのですが、しばらくこの訴訟の行方を見守るしかないなと考えております。そういったしましたら、報告案件は以上でございますね。

続きまして、議題は意見聴取案件ということになるかと思えます。

次に、意見聴取案件「平成25年度における裁判手続の実施」ということについて、審議をいたしたいと思えます。

事務局の方から、説明をよろしく申し上げます。

○事務局

それでは、「平成25年度における裁判手続の実施について」御説明をさせていただきます。

資料4を御覧願います。

裁判対象者につきましては、監理委員会における確認事項、裏面の2ページの真ん中のところに「裁判手続着手の要件」というものがございます。この部分につきまして該当性を判断させていただきまして、毎回この時期の監理委員会の方で御検討をい

ただいている部分でございます。

平成24年度返還分の未納により、今回滞納金額が100万円を超えた方については、お一方おられまして、今回につきましては、この方についてお諮りをしたいというふうに考えております。この借受者につきましては、督促・催告を行ってまいりましたけれども、返還手続きに応じていただけず、現在のところ納付確認もできておりませんので、先ほどの条件に照らしますと検討対象ということで、今回検討をお願いしたいと考えているところでございます。

それでは、資料4に基づきまして、簡単に状況を御説明、御報告させていただきます。今回につきましては、一応No. 4とさせていただきます。

裁判手続対象者の部分でございますけれども、対象者につきましては借受者の方、それと今回、連帯保証人の相続人としてW-1・2と挙げさせていただいておりますが、今現在の状況としましては借受者の方とその親御さんの方お一方との二人世帯でございます。連帯保証人と挙げさせていただいておりますのは、当初連帯保証人でありました一方の親御さんがお亡くなりになっておりまして、その部分について、相続人の法定相続部分が発生しておりますので、相続人という形で挙げさせていただいているところでございます。請求額につきましては、24年度返還分の未納部分を含めまして108万円でございます。

今回の対象者につきましては、従来の3人の方は、いずれも当初から市に対しまして裁判での決着ということを言われておりましたが、今回の方については、特にそういった発言あるいは意向がございませんので、裁判手続につきましては、訴訟提起の前に、まず民事調停を検討したいということで、裁判手続は民事調停ということで掲げさせていただいております。

実施予定につきましては、今現在、返還交渉継続中のため、平成26年度以降での実施ということで、先ほど申しました部分でございますが、今回初めて相続人に対する請求も必要かなと考えている部分と、それと民事調停から入らせていただきたいと

いう部分がございます。そういたしますと、今現在、借受者及び同じ世帯を構えております親御様の方とお話をさせていただいておりますが、これとは別にいらっしゃいます相続人の方ともお話をさせていただく必要があるのかなという意味では、引き続き時間を取りまして返還交渉が必要ということで、実施予定につきましては先ほど申し上げた形で書かせていただいているところでございます。

次に「2 裁判着手に向けての検討事項」ということで、今申し上げた部分と重複しますけれども、3点上げさせていただいております。

1点目は、連絡対象者が返還手続に対する強い不信感を示しているものの、裁判による解決を表明していないことから、裁判手続の着手に当たっては、監理委員会で確認された事項を踏まえ、訴訟提起の前に、まず民事調停をさせていただく必要があると考えているところでございます。

なお、連絡対象者につきましては、60代後半ということで、高齢であり、体調不良ということもありますので、なかなか面談に応じてもらえておらず、これまで十分な話し合いの機会が持てなかったという背景もございます。

また、2点目でございます。この部分につきましても、先ほど御報告させていただきましたが、連帯保証人がもう既にお亡くなりになっておりまして、債権確保の観点からは、本市の事務標準に基づきますと、法定相続人に対して相続財産に対する返還請求を行う必要があるという部分が出てくるということでございます。

3点目といたしましては、法定相続人に対しては、これも先ほど申し上げましたが、これまで一切連絡をとっておりませんので、今後、返還請求なり行っていこうとした場合には、改めて連絡を取り、これまでの事情や経過等を説明させていただく責任が京都市の方にあるのかなというふうに考えているところでございます。

この意味では、今回の案件につきましては、従来の3件のように、最初からもう裁判の方で決着をつけるという前提で進展したものではありませんので、このような点につきまして、新たな検討事項という部分で検討が必要なのかなというふうに考え

ており、従来の課題からは別の部分がございますので、少し慎重な対応が必要なのかなと考えているところでございます。

次に、「3 法定相続人に対する面談及び催告の実施」についてでございます。平成25年9月から平成26年3月までの部分でございます。

1点目といたしましては、連絡対象者、これは借受者の親になりますけれども、に対して連帯保証人の法定相続人に対する面談依頼の方をさせていただいております。行った時期につきましては、9月から10月にかけて行いましたが、未だに明確な意思表示といえますか、御連絡がいただけない状況でございます。

次に、「2 法定相続人に面談及び催告の実施」についてでございます。平成25年11月以降、法定相続人に面談を依頼する文書の送付の実施を行っております。平成26年2月末には、これらを踏まえまして、特別催告の実施というものを検討していく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

なお、4点目といたしまして、「4 法定相続人が返還手続に応じなかった場合の今後の裁判手続について」の予定につきまして、少し事務局案を取りまとめさせていただいております。冒頭申し上げた形で、少し借受者等あるいは法定相続人に対する折衝が、もう少し時間的に必要かなというふうに考えております。そういたしますと、その期間を12月から3月ぐらいにかけて確保させていただきまして、その中で一定の御理解、進展が図れない場合につきましては、最終的な催告というのを、平成26年4月上旬ごろに実施していきたいと考えているところでございます。

最終催告におきましては、2週間程度の指定納入期間を取っておりますので、ここで更に御理解いただけない場合につきましては、速やかに、まずは訴訟に先立ちまして民事調停の申立てを実施するという方向で進めさせていただきたいと考えております。ただし、訴訟等で争う意思が示された場合につきましては、民事訴訟の提起についても、改めて検討を行っていただきたいと考えております。

民事調停の申立てにつきましては、26年4月中旬に行わせていただきたいと思いますと思っ

ておりますが、従来、調停をせずに訴訟を行っているケースにつきましては、法的措置通知書の送付をさせていただいておりますが、民事調停をする場合については、この部分については省略をさせていただきたいと考えているところでございます。

今回、100万円を超えましたNo. 4の借受者に対します裁判手続につきましては、このような方向の中で御検討いただき、手続を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

○事務局

本件に関しますこれ以降の報告につきましては、借受者等のプライバシーに配慮する必要がございますので、非公開での審議をお願いしたいと考えております。

○山下委員長

ただ今事務局の方から説明がございましたが、本件の借受者本人等のプライバシーにかかわる個別内容の報告以降は、非公開とした上、審議したいと思っておりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(委員より「異議なし」の声あり)

○山下委員長

特に御異存はないということですので、本件につきましては、借受者のプライバシーに配慮し、非公開の審議としたいと思っております。

それでは、本件のこれ以降の審議につきましては、後ほど非公開で行うということにしまして、先に、「その他」の案件、議題に進みたいと思っております。

せっかくの機会でありますので、全体を通して、何か委員の皆様、お気づきの点などがありましたら御発言ください。特に委員の皆様、ございませんか。

そうしましたら、事務局の方から「その他」の事項、審議事項等ございますか。

○事務局

今回の委員会の了解事項及び議事録についてでございますけれども、事務局で案を作成し、委員長に御確認をいただいたうえで、公表させていただきたいと考えており

ます。この後、非公開で御審議いただく部分につきましても、公開が可能な範囲での公表をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次回の委員会の日程でございますけれども、平成26年7月ごろを目途に、平成25年度返還分の取組状況や訴訟審理状況などの御報告をさせていただく予定でございます。

なお、個別に審議を必要とする案件が出てきましたら、随時、委員の皆様と日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○山下委員長

それでは、ここからは「平成25年度における裁判手続の実施について」非公開の審議をしたいと思っておりますので、傍聴者の皆様、報道関係の皆様、ここで御退席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(傍聴者退席)

※ 以降の非公開による審議部分に係る記載については、プライバシーに配慮した表 現に一部修正しています。
--

○山下委員長

よろしいでしょうか。

それでは、事務局の方から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局

そういたしましたら、先ほど御報告させていただきました借受者No. 4に係る裁判手続につきまして、改めてお手元の方に御配付させていただきました資料に基づいて、御報告をさせていただきたいと思っております。先ほどの報告と重複する部分があるか

と思いますけれども、御理解のほどよろしくお願いいたします。

今回の部分につきましては、先ほど申しましたが、従来の3件の訴訟対象者につきましては、いずれも裁判での決着を望んでいるということで、納付を拒否されていたということでございましたので、いずれも民事調停などを経ずに裁判の方を直接させていただいた分でございます。今回の案件につきましては、その意味では大きく違っている部分がございます、それが課題にもなっておりますし、今回、意見聴取をお願いしたいと考えている部分でございます。

1点は、繰り返しにはなりますけれども、本人が裁判を望んでいない、あるいはその部分についての意思確認ができていないということで、まずは訴訟に先立ちまして民事調停の手続に入らせていただく必要があるのかなと考えている部分でございます。

次に、連帯保証人である親御さんが、既にもう10年ほど前にお亡くなりになっておりますので、現時点では、御本人と、それともう一方の親御さんである連絡対象者の方、現在はこの連絡対象者の方を中心にして接触をさせていただいているところでございますけれども、冒頭申し上げましたとおり、もう60代後半ということで、お年を召してきているという部分と、それと体調がよくないこともございまして、行政不信の感情をお持ちの中で、なかなか面談ができない、面談してもなかなかこちらの方に耳を傾けていただけないという部分がございます。

その中で、今回もし法的な手続を取らせていただくとしますと、もう既に連帯保証人である一方の親御さんがお亡くなりになっておりますので、その法定相続人、今回の場合ですと連絡対象者、それとお子さんが2人おりました、1人が借受者、それと、もう一人のお子さんは、別の市町村で生活をされているという状況でございまして、特に今まで明確な接点を持っておらず、また今までお会いもしたこともないという状況でございます。

それと、繰り返しになりますが、この世帯自体なかなか面談に苦慮している部分がございます、従来何回か対応させていただこうと努力はしてきたのですが、そ

の部分についてあまり芳しい状況になっていないという部分がございます。特に、その部分が、我々といたしましては、かなり大きな課題かなと考えておりまして、実際にそちらの方を担当しております係の方からも、少し状況を御説明させていただきたいと考えているところでございます。

#### ○事務局

現場対応を中心に資料に基づきまして御説明をさせていただきたいと思えます。

検討課題につきましては、先ほど申し上げましたとおり、まず一つは、初めて民事調停の手続を経る必要があるのではないかという点でございます。2点目が、連帯保証人が死去されておられますので、法定相続人に対する請求という新たな取組を行うということ等が、大きな2つの検討課題であろうと考えてございます。

1番目の「裁判対象者の状況等」の部分でございますが、先ほどからお話がごさいますように、借受者本人と連帯保証人の相続人がお二人、滞納金額は5年間分で108万円ということでございます。

2番目の「裁判対象者の概況」でございますが、今回法的手続を取るに当たりまして、調査した結果、関係者は4名おられます。1人が連帯保証人、借受者の一方の親御さんでございますけれども、この方はもう既に亡くなられておられるということでございます。そして、もう一方の親御さんが連絡対象者になっており、京都市内に借受者の方と同居されておられます。それ以外に、借受者の兄弟姉妹に当たる方が別の市町村にお住まいであるということでございます。

世帯の状況でございますが、借受者御本人さんは親御さんとの二世帯で、従前から市営住宅に住んでおられまして、外形上、不動産所有及び自家用車等の資産保有も認められないところでございます。

連絡対象者である親御さんにつきましては、もう70近い高齢の方で、かつ体調がよろしくないことが多くございまして、面談になかなか応じてもらえず、世帯状況については、一定把握しておりますが、詳細は正確に把握できてございません。

また、この間、裁判対象になるということで、借受者本人への面談についてもお願いをしているところでございますが、本人については奨学金のことを知らないと連絡対象者の方から申立てをされており、これまで借受者本人との面談も実現できていないという状況でございます。

借受者の兄弟姉妹につきましては、これまで何ら私どもの方から連絡を取ってございませんので、詳細な状況は把握できてございませんが、新たな世帯を築いておられるということが判明いたしております。

続きまして、これまでの面談経過等でございますが、まず「（１）借受者の所在確認」でございます。相当前でございますが、平成２１年当時、私ども、この奨学金制度の見直しを行うということで、御説明を全借受者の皆さんに御連絡させていただいておりましたが、この本件の借受者あるいは連絡対象者の所在が分かりませんでした。そこで、同年５月に調査いたしまして、借受者本人並びに連絡対象者で連帯保証人の相続人でもある親御さんのお二人が同じ世帯で居住されているということと、連帯保証人であるもう一方の親御さんが死亡されているということを確認いたしたところでございます。

これを受けまして、「（２）面談経過」のところでございますが、連帯保証人が死亡されておられましたので、２１年６月以降、もう一人の親御さんを連絡対象者としたしまして、お会いのうえ、制度が変更されましたといったことを御説明させていただき、返還手続きに応じていただくよう依頼をするための訪問を繰り返してきたところでございます。しかし、不在であることが多うございまして、また在宅で出てきていただいたときにも、例えば、借りたのは、手続きをしたのは連帯保証人であるということで、これまでの間、返還手続きに応じる意思は示されておりませんが、訴訟で争う意思も示されていないというのが現状でございます。

次に、「３ 裁判手続の相手方について」でございますが、「（１）連帯保証人の相続人に対する請求の検討」というところを御覧いただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、連帯保証人がお亡くなりになっているということでございますので、これまで借受者のみを対象といたしまして、返還手続きに応じていただきますよう連絡対象者を窓口として働き掛けを行ってまいりましたが、このまま連帯保証人の法定相続人に請求しないというふうにした場合には、借受者本人のみを対象として、裁判手続きに着手するということになってまいります。

しかしながら、本市の取扱いといたしましては、債権管理マニュアルというものがございまして、そこにおきまして、債務者が死亡している場合、相続人がその債務を継承することになるので、法定相続人を確認して特定後、法定相続分の割合に応じて催告を行うというふうにされてございます。これまで、私ども奨学金の返還制度の債権管理におきましては、相続人に対する請求までは想定をしておりませんでしたけれども、マニュアルに本市の債権管理方針として相続人に対し請求することが定められておりますので、適正な債権管理という観点から、今回は相続人に対する請求を行う必要があるのではないかと考えているところでございます。

「（２）法定相続人の確認」のところでございますが、先ほど申し上げましたように、連帯保証人の法定相続人といたしましては、連帯保証人の配偶者、借受者本人、このお二人が同居をされている。それと、連帯保証人のもう一人のお子さんが市外で、別に世帯を構えられているということで、それぞれ2分の1と4分の1の相続割合になるということが判明したところでございます。

続きまして、「４ 相続人請求を行う場合の対応」についてでございますが、法定相続人のうち連絡対象者と借受者本人につきましては、これまでお二人同居されておられますことから、御連絡をいただきたいといった訪問等を行ってきておりますが、もう一人のお子さんについては、これまでの間、連絡を全く取ってございません。このため、もう一人のお子さんへの連絡に当たりましては、裁判手続きの着手、以前、第6回の監理委員会で御承認いただいておりますが、その着手の場合における借受者本人への対応に準じまして、慎重に対応する必要があると考えたところでございます。

したがいまして、この後時系列で御報告、御説明いたしますけれども、最終催告を平成26年4月上旬に予定しておりますが、その半年前となる催告時を目安といたしまして、本年9月に連絡対象者である親御さんに対しまして、連帯保証人の法定相続人、これまで連絡しておりませんでしたもう一人のお子さんへの説明依頼を行ったところでございます。

以下、これまでの約2箇月間の経過を載せてございますが、9月上旬には、連絡対象者に対しまして、連帯保証人の法定相続人である子らに対する請求をする必要があるので、連絡をいただきたいというふうにお問い合わせをしたところでございます。その後、反応がございませんでしたので、私どもの担当者が御自宅の方にお伺いいたしましたところ、玄関口での応対でございますが、若干時間を取ってお話することが9月末にできました。その際、連絡対象者に対しまして、子らを含めました法定相続人の代表として、3名様分の請求書を手交させていただいております。連絡対象者からは、何度訪問していただいても、返還すべきかどうか判断ができないといった御回答をいただいているところでございます。

それ以降、度々訪問させていただきましたが、不在等ございましたので、御連絡をいただけませんかといったような不在票を投函させていただいておりますが、一切、連絡対象者からの御連絡はございません。

こうしたことから、10月下旬には、これまで御連絡をしてこなかったもう一人のお子さんに対しまして、私どもの方から連絡を取ることを予告した文書を、連絡対象者宛てに投函をしたところでございますが、これに対しても応答がなかったところでございます。

このことから、11月上旬に、もう一人のお子さんの御自宅の方に、これまで親御さんにお話してまいりましたが、状況を御説明したいので、御連絡をいただきたいといった旨の文書を郵送させていただきました。

その結果、11月中旬に、もう一人のお子さんの御家族から、お電話を私どもの職

場にいただいております。御家族からは、もう一人のお子さんについては、現在遠隔地に長期で出張をされていて、年内は自宅に戻らない予定だとお伺いいたしました。私どもから、その出張先に私どもの方からお伺いして、御説明をさせていただいてもというふうにも申し上げましたが、御家族の方からは、出張先では重要な仕事もしているので、一度聞いた状況をもう一人のお子さんに伝達のうえ、もう一人のお子さん自身から私ども人権文化推進課の方に連絡をさせるようにしますということをおっしゃっていただいておりますので、現在その御連絡をお待ち申し上げているという状況でございます。

私どもといたしましては、年内に戻れないということでございますので、連絡をお待ちして、年明けにでも一度お会いをして、お詫びあるいは制度の説明等々をさせていただいたうえで、対応をさせていただきたいと思っているところでございますが、うまくいくことを願っておるのですけれども、うまくいかなかった場合も含めまして、5の「今後のスケジュール」のところに、予定を書かせていただいております。

まず、「(1)納付催促」でございますが、11月から来年の3月末までの約5箇月間を掛けまして、当然、もう一人のお子さんの方だけではなくて、借受者本人あるいは連絡対象者であるもう一人の親御さんに対しましても働き掛けを、特別催告等継続をさせていただきますとともに、もう一人のお子さんの方につきましては、御連絡をお待ちしたうえで、訪問してお話を進めたいと。仮に、なかなかうまくいかないといったことがありましたら、2月末には手続の一環として、特別催告を実施していくということを予定いたしております。

最終的には、「(2)最終催告の実施」にございますように、最終催告を4月上旬に2週間程度の納入期限を設け、仮に、訴訟で争うという意思を示された場合は、訴訟の提起も検討しますが、最終催告に応じただけでない場合は、「(3)民事調停の申立て」にございますように、4月中旬頃を目途といたしまして民事調停の申立てをする。民事調停が不成立な場合は、この監理委員会に、7月頃に諮問をさせていた

だいたうえで、市会の議決をいただいて裁判に着手をしていくということを予定といたしております。

なお、まだもう一人のお子さんとは、1回も直接お話ができていない状況でございますので、もう一人のお子さんをはじめとして連絡対象者あるいは借受者本人の方から何らかの相談があった場合には、今後のスケジュールについて、柔軟に対応をさせていただければと思っております。

簡単ではございますが、事務局からの報告は、以上でございます。

○山下委員長

それでは、審議をしたいと思えます。「平成25年度における裁判手続の実施について」です。

ただ今事務局の方から、連帯保証人の法定相続人に対して返還請求を行うこと、及び借受者側が、裁判により解決を望んでいるという意思が明らかでないということから、仮に裁判手続への移行が必要となった場合は、訴訟提起に先立ち民事調停を行いたいという具体的な提案がございました。

委員の皆様、御意見、御質問等がありましたらお願いします。

○西田委員

質問が幾つかありまして、まず、面談経過の中で、連絡対象者との話の中で、借りたのは連帯保証人であるという話があった云々がありますが、この意味は、どういう意味ですかというのが一つ。

それから、もう一人の子の御家族の方から連絡があったという話なのですが、具体的な話はされてないとは思いますが、その確認です。

まず、この二つをお願いします。

○事務局

まず、1点目の、借りたのは連帯保証人であると連絡対象者がおっしゃっているのは借りるという手続、要するに、当時借受者本人は未成年でございますので、借受者

本人が手続をしたのではなくて、連絡対象者でもなくて、連帯保証人として書類にサインをしている亡くなったもう一人の親御さんが貸与申請書を書き、京都市に提出したという意味で、正確に言いますと、手続をしたのは連帯保証人であるということをおっしゃっているのかなというふうに理解をいたしております。

2点目の、もう一人の御家族への説明でございます。実は、お電話が掛かってきたときに、私どもの方から当然いわゆる同和奨学金ということは、なかなか申し上げられませんので、奨学金に関する手続をしていただきたいのですと、私どもの方から申しあげましたところ、御家族の方から、もう一人の子の実家は、いわゆる旧同和地区の出身であることは知っていますかと逆に問われまして、その奨学金というのも、いわゆる旧同和地区の方への奨学金ですかといったお話がございましたので、私どもといたしましても、新たな人権問題を惹起しないように配慮しながら慎重に接してきたところでございますけれども、相手方からそういったお話がございましたので、この奨学金というのは、地域改善対策の奨学金ですといったところまで、その御家族の方にはお知らせをしたところでございます。

○山下委員長

よろしいでしょうか。

では、田多先生、藤原先生、何か御質問等ありませんでしょうか。

○藤原委員

はい。この説明ですと、連絡対象者とは、お話はされているようなのですが、借受者御本人と接触はされているのかというところが、はっきりしないと思いましたので、その辺りのところをお聞かせください。

○事務局

本人との接触でございますが、連絡対象者をやっぱり接点とするべきだということで、21年6月以降、連絡対象者に対して接触をしておりました。しかし、御対応いただけませんでしたので、本人へ接触するべく、今年に入りまして、本人宛てに本人

限定郵便を送りまして、お話をしたいというような御連絡を差し上げたり、あるいは文書も御自宅に投函をしたり、訪問をしたりということで、借受者本人にも接触を持つようとしてまいりましたけれども、残念ながら、今まで直接の接触はできていないというのが現状でございます。

○山下委員長

田多委員，何かございませんか。

○田多委員

連絡対象者の方とはお話されたときに、借受者本人さんは、お仕事をしておられるとかそういうことは分かりませんか。

○事務局

過去の記録ですとか返還当初ですね、この方が15年から返還が始まっておりますので、当時出された書類等を拝見しますと、当初お仕事をされていたようでございます。今、平日のお昼間にお伺いいたしましても、御本人様もいらっしゃらないので、恐らくお働きになってはいらっしゃるかなと。ただ、連絡対象者の方は、年金はあるかと思えますけれども、御自分は働いてないということをおっしゃっておられます。

○山下委員長

どうぞ，西田委員。

○西田委員

更に質問なのですが、連絡対象者の方との面談のときに、何度話しても返還すべきか判断できないという回答だったということは、連絡対象者の方としては、このいわゆる奨学金がもらったものではなくて借りたものであるという認識ですか。

○事務局

多分そこまでの理解は至らずに、その手前、自分に関係ないと考えられているのではないかと思います。

○西田委員

なるほど、分かりました。ということは、先ほどのもう一人のお子さんの御家族の方のニュアンスも考えると、今回もう一人のお子さんとの話がうまく行けば、相当程度進展が見込める可能性がある。そこが無理なら、どうもなかなか難しいかなというように感じますが、それは今後の話として、是非努力をお願いしたいということ。

それから、民事調停に移行するのは、私は結構だと思うのですが、まだ裁判上での争いということも相手も思っておられない。民事調停を申立てられる場合の、いわゆる申立人側の主張としては、要するに、過去の経緯とこういうものですから返還を求めるといえるものですか。

○事務局

まだ、そこまで具体的には想定はしていませんけれども、基本的には、多分そういう形になるのかなと。

○西田委員

多分、民事調停を申立てたとしても、そこで、金額で折れ合うなんていうようなことはあり得ないと思いますのでね。

○事務局

市の方としましては、納付方法等であれば、検討する余地はあるかもしれないですけど。金額そのものについては、はい。

○西田委員

はい、分かりました。

○山下委員長

委員長の私から言うというのも何ですけど、調停は、今、西田先生が言われるように、額としても、譲歩を市に求められるような場合も場合によってはありますので、そのような場合は、当然その決裁とかいろいろな承認が必要ですが、その額の譲歩ということは、それはあり得ないということなのではないでしょうか。

○事務局

現時点で、その額を減らすとかそういうことについては、市としては、もう採り得ないと。

○山下委員長

そうすると、今係属中の3人の訴訟の和解の見通しとかと同じことになるのですか。

○事務局

同様でございます。

納付方法等についてであれば、また検討させていただきますけれども、額の減額であるとかそういうことについては、京都市としては、もう受け入れられないという回答になってまいります。

○西田委員

だから、そうすると、民事調停の手續を取られるのはいいですけど、実質あまり民事調停の意義がないような気がしているだけで。

○事務局

私どもといたしましては、今までお話し合いの場ができていなかったというのがございます。連絡対象者とも、幾度かお話しはさせていただいておりますが、玄関先で立ち話ですとか、あるいは電話で少しの時間を御対応いただいたとかいうところがほとんどでございますので、実際そういうお話の場を、まず一つ作ることが大事なのかなと。そのきっかけに、調停がなればなと考えております。

○事務局

いずれにしましても、法的枠組みがございますので、なかなか交渉材料として制約されている部分がございますので、そういう意味では、本来の調停という意味からは、少しかけ離れたといいますか、少し違った活用になってくるのかなと考えているところでございます。

○山下委員長

むしろ、本来であれば、裁判所だけでしかもう解決の場がないのですが、今の御説明をお聞きすると、もし、その話し合いの方にルートが行く場合、市で独自にそういう免除申請とか猶予とかそういう手続があるということですよ。

そうではないのですか、例えば訴訟、調停に移行した場合、そういう逆戻りするようなルートはもうないということですか。

#### ○事務局

それは、今回の御報告でも、特別猶予等がございますけど、その辺の適用ができるかどうかにつきましては、この方、今の段階では、面談が難しい方の一つでございますけども、そういう状態の中で、なかなか状況が正確に把握できないということもございますけども、今回御報告させていただきましたような特別事情による猶予について、もし適用できるのであれば、積極的にというのは変ですけど、適用できる部分については前向きに検討させていただきたいと考えているところでございます。

ただ、法的手続に入ってきますと、どうしてもいろんな部分で制約が出てきますので、そこまで行きますと、なかなか交渉という変ですけども、こちらの方が条件として提示できる部分については、従来よりも狭まってくるのかなという意味では、確かに今おっしゃっていただきましたように、一面調停にはなじみにくいという部分は抱えているのかなというふうには認識をしているところでございます。

ただ、今回のこういう奨学金の制度上、すぐに訴訟に移行するのではないという意義も、また別にあるのかなと受け止めてはおります。

#### ○山下委員長

意見になるのですが、そうすると、一旦調停とか訴訟とかというのは当然だけど、行く前に本当にそうなったらあまり柔軟な話し合いができないことを、よく周知していただく必要があるんじゃないでしょうかね。

#### ○事務局

その部分につきましては、先に西田委員もおっしゃったように、我々としましても、

なかなかこの方、まず、借り受けた御本人との接点は取れていないと。連絡対象者につきましても、なかなか会話、話し合いが成り立ってきていませんので、その意味では、今回、もう一人のお子さんと話をすることによって、同時に重点的な働き掛けといたしますか話し合いができないかなという意味でのアクションを、同時に掛けさせていたいただきたいなと思っております。

ただ、もう一人のお子さんの方につきましては、その起爆剤、契機になっていただくという部分と、後々不成立の場合につきましては、法定相続人の御一方として、請求していただくに当たっての事情説明という部分もございます。それは、同時に進めさせていただく中で、少しその辺の説明ができないかなという意味も含めまして、来年3月いっぱい、約4箇月ですけれども、時間の方も確保させていただきたいなということで、現在、スケジュールを組ませていただいているという事情でございます。

#### ○西田委員

大体事情は分かりましたので、今後の話なのですが、一つは、今回初めて連帯保証人が死亡というようなケースが出てきて、これによって、本来その子供さんとか相続人が今まで対象になったことはなかったけれども、出てきたと。今後、こういうケースは起こると思うんですよ。というのは、連帯保証人の方が高齢化して行く中で、それに対する今回のことを踏まえて、事前に配慮しないといけないなというようなことはありますか。

#### ○事務局

一つは、これからだんだんと年月がたっていく中で、やはり世代交代といたしますか、今でしたら、借受者の御両親の方が当初手続をされていましてから、実際のお話し合いの対象というのも、御両親を軸にして展開をさせていただいております。その意味では、今回もそうなのですが、今後につきましては、お亡くなりになったりとか、あるいは、それ以外の事情も含めまして、話し合いができなくなってくるということが想定されますので、やはり御本人も含めた対応というのを、少し検討を進めて行

かないといけないのかなというようなことも、今現在、考えているところでございます。

ただ、連帯保証人が亡くなった場合は、もし法的措置を取るとすると、本市としましては、避けがたい部分がございますので、まずは、その前に何とか手続を取っていただくなりして回避をするということも、同時に対応としては必要なのかなと考えているところでございます。

○山下委員長

私が最後に1点だけ、今回のケースについての話ですが、今まさにもう一人のお子さんとの折衝をこれからされるということなのですが、法的な責任でみると、あくまでもその連帯保証債務の4分の1の範囲でしか責任がないわけですね。そうすると、例えば、そのもう一人のお子さんが法的な責任は尽くしますというふうになった場合、残り4分の3について、どのような対応で臨まれることになるのでしょうか。

○事務局

それは、その分だけが、もし未払ということになれば、それ以外の法的責任のある方に対して、法的な措置を取らせていただかざるを得ないかなと考えております。

○山下委員長

そうですね。そこは、法的なことを割り切ってしまうと、そのような御主張もあり得るのかなというふうに思ったものですから。

この件は、また、今後報告等がいただけるということでしたか。

○事務局

基本的には、スケジュールの方で挙げさせていただいておりますけれども、3月末まで借受者あるいは連絡対象者、あるいは法定相続人であるもう一人のお子さんに、接触をさせていただく時間というのを4箇月ほどといたしまして、そこで、もし、状況が進展しないようであれば、最終的な通告をさせていただいたうえで、4月半ばぐらいに、速やかに民事調停の手続を進めさせていただきたいと考えております。

委員会に対しましては、民事調停等がうまく展開できなかった場合につきましては、また、改めて、次は、訴訟も含めまして、お諮りをさせていただきたいと考えております。今回は、民事調停までの部分につきまして、御確認をいただければ、このスケジュールに従いまして、本市といたしましても、精力的に取組をさせていただきたいと考えているところでございます。

○山下委員長

ありがとうございました。ほかに、委員の先生、御質問、御意見等はよろしいですか。

そうしましたら、本件についてですが、事務局から提案がありました連帯保証人の法定相続人に対して返還請求を行うこと、及び裁判手続への移行が必要とされる場合に、訴訟提起に先立ち、民事調停を行うという提案につきまして、特に委員の皆様、御意見、御異存などはないでしょうか。

そういたしましたら、意見聴取案件（裁判対象No. 4）につきまして、委員会として承認することといたします。

以上をもちまして、第10回京都市奨学金等返還事務監理委員会は終了したいと思います。皆様、ありがとうございました。

以 上